

美唄市販路拡大事業 募集要領

(美唄市中小企業等振興条例第4条第5号に定める販路拡大事業補助金)

1. 目 的

この補助金は、中小企業者等が市内で生産する製品の販路拡大に必要な経費を補助することを目的とします。

2. 補助対象及び要件

- ・申請者が市内に事業所を有する者であって、生産する製品の新たな販路開拓が見込める事業であること（物販イベントの参加等主として BtoC 取引に係る事業は対象外とします）
- ・過去に同様の内容で販路拡大事業の補助金が交付されていないこと（毎年同じ展示会イベントに出展する等）
- ・当該年度中(令和8年3月31日まで)に完了する事業であること
- ・国、道の補助金及び美唄市の別の補助金を活用していないこと
- ・市税に滞納がないこと
- ・美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3. 募集期限

令和8年11月28日（金）まで

※予算が無くなり次第終了となります。

4. 補助金額

- (1) 補助金額
補助対象経費の1/2に相当する額（上限50万円）
- (2) 補助対象経費
マーケットリサーチ経費、テスト販売経費、旅費、PRチラシ作成費、展示会の出展に係る経費
- (3) 補助金の支払時期
事業完了後、実績報告書を受領し、補助金額を確定したのちに支払います。

5. 応募方法について

- (1) 応募方法
応募書類を美唄市経済部経済観光課へ提出してください。
- (2) 応募書類
 - ・補助金交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支内訳書

} (HPよりダウンロード)

- ・見積書
- ・その他必要な書類

(3) 提出部数 1部

※本申請の前に事前申請を行うこと。また、事前申請期間中に本申請を希望する場合は、事前申請時にご相談ください。

6. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金を交付するか否かを判断します。

審査項目及び審査の着眼点

- ・公的な資金の使途として適切であること
- ・事業の妥当性・実現性・継続性・創造性がみとめられること。
- ・市内で生産する製品の販路拡大のための有効性が認められるもの

7. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから14日以内に下記の書類を提出していただきます。

提出書類

- ・補助事業実績報告書
 - ・収支内訳書
 - ・領収書（写）
 - ・事業実施したことがわかる写真
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

8. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660

美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市役所経済部経済観光課商工労働係

【TEL】0126-63-0111（直通）

【E-mail】shokou@city.bibai.lg.jp